

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美 深 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 南、富岡地区

(1) 現況

本地区は稲作を中心とした地域であり、寒冷な気候を活かして化学肥料・農薬を低減した生産方式に取組み、環境負荷の軽減に配慮した農業生産を実践している。また、高齢化や離農により農家戸数が減少する中で担い手の大規模化が進んでおり、農村環境保全のための共同活動の必要性が高まっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進、生物多様性の保全、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 吉野地区

(1) 現況

本地区は稲作・畑作・施設野菜・酪農・畜産と幅広く営農が行われており、寒冷な気候を活かして化学肥料・農薬を低減した生産方式に取組み、環境負荷の軽減に配慮した農業生産を実践している。山際急傾斜地域では棚田での作付もされており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、高齢化や離農により農家戸数が減少する中で担い手の大規模化が進んでおり、農村環境保全のための共同活動の必要性が高まっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進、生物多様性の保全、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 敷島、斑溪、川西地区

(1) 現況

本地区は稲作・畑作・酪農・畜産と幅広く営農が行われており、寒冷な気候を活かして化学肥料・農薬を低減した生産方式に取り組み、環境負荷の軽減に配慮した農業生産を実践している。また、高齢化や離農により農家戸数が減少する中で担い手の大規模化が進んでおり、農村環境保全のための共同活動の必要性が高まっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進、生物多様性の保全、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 玉泉、西紋地区

(1) 現況

本地区は広い農地を活用した大規模な畑作や酪農・畜産による営農が行われているが、高齢化や離農により農家戸数が減少する中で担い手の大規模化が進んでおり、農村環境保全のための共同活動の必要性が高まっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域共同による農村環境の保全、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 恩根内地区

(1) 現況

本地区は広い農地を活用した大規模な畑作や酪農・畜産による営農が行われており、寒冷な気候を活かして化学肥料・農薬を低減した生産方式に取り組み、環境負荷の軽減に配慮した農業生産を実践している。山間部傾斜地の牧草地では放牧も行っており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、高齢化や離農により農家戸数が減少する中で担い手の大規模化が進んでおり、農村環境保全のための共同活動の必要性が高まっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進、生物多様性の保全、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	南、富岡、敷島、斑浜、川西地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	吉野地区、恩根内地区	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
③	玉泉、西紋地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

美深町全域（特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該

主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率：30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率：40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

1 協定構成員の事務軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1 / 2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者
該当なし。

4 その他必要な事項
特になし。